

## 最低賃金制度の概要等

### 1 最低賃金制度の概要

#### (1) 最低賃金制度とは

国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者はその金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度。

仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めてもそれは無効とされ、最低賃金額と同じ定めをしたものとみなされる。

#### (2) 最低賃金の種類と適用

最低賃金には、産業や職種にかかわらず地域内のすべての労働者に適用される都道府県別の「地域別最低賃金」と、例えば造船業などの特定の産業で働く一定の労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」とがある。

#### (3) 最低賃金の決定等

最低賃金は、最低賃金審議会において賃金の実態調査結果等各種統計資料などを参考にしながら審議が行われ、

地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の実業の賃金支払能力の3要素を考慮して決定されることとなっており、を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。

最低賃金審議会については、厚生労働省に中央最低賃金審議会が、都道府県労働局に地方最低賃金審議会が置かれている。

香川地方最低賃金審議会は、公益代表委員、労働者代表委員及び使用者代表委員各5名の合計15名で構成されている。

最低賃金の改正において、地方最低賃金審議会は、都道府県労働局長の諮問を受けて調査審議し、都道府県労働局長あて答申する。都道府県労働局長は、地方最低賃金審議会の答申を受けて最低賃金を改正決定する。

### 2 今回の改正決定について

今回の改正により、香川県最低賃金は時間額918円となりますが、これは、現行の香川県最低賃金の時間額878円を40円引き上げるもので、最低賃金が時間額で決まるようになった平成14年度以降では、引上げ額・引上げ率ともに最高である。